

V 市町村民経済計算の解説

1 市町村民経済計算の概念

市町村民経済計算は、一定期間(1会計年度)において市町村内の、あるいは市町村民(個人だけでなく、企業なども含む)の経済活動により新たに生み出された成果(付加価値)を計測するもので、県民経済計算を各種統計指標をもとに市町村別に按分したものである。

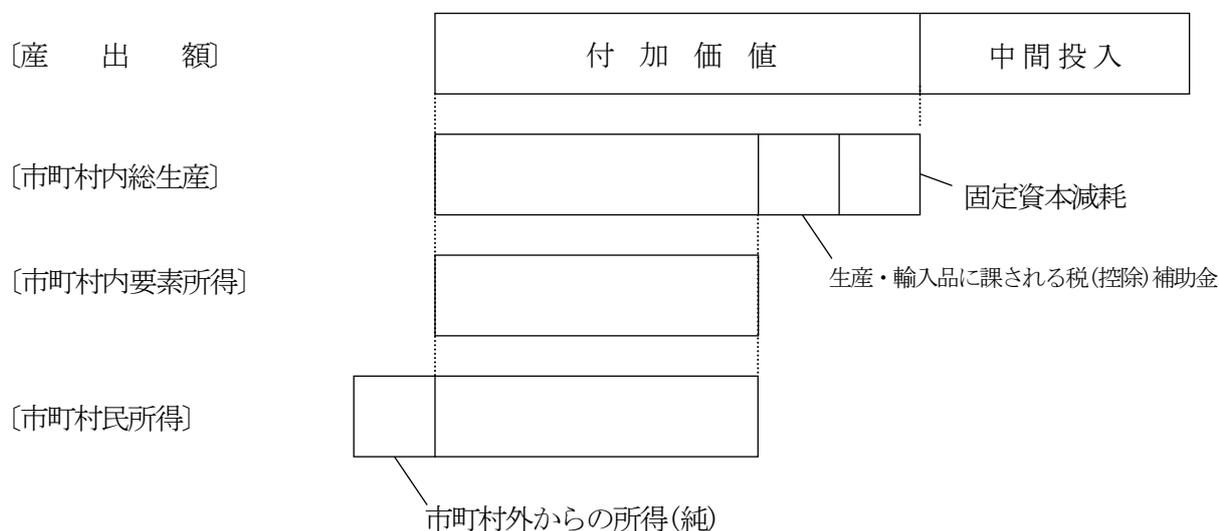
市町村民経済計算では、これを、各産業の生産活動によって新たに付加された生産物の価値としてとらえたもの[生産]、生産活動に参加した諸要素(土地・労働・資本)に配分された形でとらえたもの[分配]の二面から把握している。これら[生産][分配]に加えて、生産物が消費や投資という形でどのように処分されたかをとらえたもの[支出]の三面は理論的には等価であり「三面等価の原則」と呼ばれている。ただし、資料の制約上、[支出]の面については、推計を行っていない。

2 市町村民経済計算の構成

(1) 経済活動別市町村内総生産

経済活動別市町村内総生産は、市町村内における生産活動によって新たに生み出された付加価値の評価額を経済活動別に表章したものである。

市町村内では、農業、製造業、サービス業、政府サービス生産者といった各種の経済活動部門が生産活動を行っており、これらの部門によって生産された財貨・サービスの貨幣評価額をすべて合計したものが「産出額」である。しかし、この産出額には、生産活動の中で消費された原材料費、燃料費などの物的経費や他の経済活動部門から提供を受けたサービスの費用である「中間投入」が含まれている。したがって、産出額から中間投入を除いたものが、新たに付加された価値＝「市町村内総生産」である。



市町村内総生産は、市町村内における生産活動を対象とするもので、従事した者の居住地のいかんを問わない市町村内概念で評価している。

なお、ここでいう生産には農業や製造業などの物的生産ばかりでなく、卸売・小売業や金融・保険業などのサービス生産も含まれる。また、農家の自家消費にあてられた生産物や自己所有の住居のサービス(帰属家賃)などのように、貨幣と交換されない生産物や便益も評価して含めている。

この経済活動別市町村内総生産によって、各市町村の生産規模や産業別の動向、産業構造などを把握することができる。

(2) 市町村民所得

市町村民所得は、生産要素を提供した市町村内居住者(個人だけでなく企業なども含む)に帰属する所得として把握される。したがって、市町村内居住者が他市町村において生産活動に従事して得た所得も含まれる反面、市町村外居住者が市町村内生産活動に従事して得た所得は含まれない市町村民主義によって評価している。

市町村民所得は、制度主体別(家計・企業・一般政府)などの分配関係を示すものである。

市町村内総生産との関係をみると、前図に示すとおり、市町村内総生産から固定資本減耗と生産・輸入品に課される税(控除)補助金を控除し、市町村外からの所得(純)を加えると、市町村民所得となる。固定資本減耗と生産・輸入品に課される税(控除)補助金を控除するのは、これらは減耗した生産設備(建物、機械等)を維持するための積み立てとして、また財貨・サービスの生産・販売に付随して付加価値の中から支払われる性質の金額であり、いずれも生産要素を提供した者には分配されないためである。市町村外からの所得(純)を加えるのは、[市町村内主義] から [市町村民主義] に転換するためである。

この市町村民所得によって、各市町村の所得規模や分配項目別の動向、分配構造などを把握することができる。

3 用語の解説

経済成長率……市町村内総生産の対前年度増加率。

経済活動別分類……経済活動別分類は、財貨・サービスの生産及び使用(消費支出、資本形成)についての取引主体の分類であり、所得の処分や資金の調達、運用などの意思決定に関する制度部門別分類と対比される。経済活動別分類による取引主体は、①産業 ②政府サービス生産者 ③対家計民間非営利サービス生産者からなる。

産業……市場での利益の追求を目的として生産活動を行う主体であるが、政府関係機関であってもコスト構造、生産物の性格や処分の面で産業と類似しているもの(公的企業)はこれに含まれる。また、家計の住宅建設及び使用なども産業に分類される。

政府サービス生産者……政府や地方公共団体を単なる消費主体としてだけでなく、生産主体としても格付けており、この場合に、政府や地方公共団体は政府サービス生産者と呼ばれる。政府サービスとは、国家の治安維持や経済・社会政策などの、他の方法では効率的かつ経済的に供給されないような、社会の共通目的のために行われるサービスである。

政府サービス生産者には、政府、地方公共団体などの行政機関の他、社会保障基金や独立行政法人の一部などが含まれる。

対家計民間非営利サービス生産者……他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを、利益追求を旨とすることなく家計へ提供する団体を対家計民間非営利団体といい、これを生産者として把握する場合、対家計民間非営利サービス生産者という。対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体でありその活動は通常、会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によってまかなわれる。労働組合、政党、宗教団体のほかに、私立学校のすべてがこれに含まれる。

固定資本減耗……構造物、設備、機械等再生産可能な固定資産について、通常の摩損及び損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故の損害等からくる減耗分を評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。なお、生産や固定資本形成などで、固定資本減耗を含む計数は“総”、含まない計数は“純”という言葉が付して呼ばれる。

生産・輸入品に課される税……①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で所得・富等に課される經常税と区別される。

補助金……産業振興、あるいは製品の市場価格を低める等の政府目的によって、政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される全ての經常的交付金である。補助金によってその額だけ市場価格が低められるため、負の生産・輸入品に課される税とみなすことができる。

中間投入……生産の過程で原材料、光熱燃料、間接費等として消費された非耐久財及びサービスをいう。固定資産の維持補修、研究、開発、調査等もこれに含まれる。産出額から中間投入を控除したものが総生産(付加価値)である。

帰属計算……帰属計算とは国・県・市町村民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して実際には市場でその対価の受払いが行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。

帰属家賃……実際には家賃の支払を伴わない自己所有住宅(持家住宅)についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定し、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。また、給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額(給与住宅差額家賃)も含まれる。住宅自己所有者は住宅賃貸業(不動産業)を営んでいるものとされ、帰属家賃は家計の生産額に含まれており、その営業余剰は家計の営業余剰になる。なお、給与住宅は現物給与として雇用者報酬に含まれる。

輸入品に課される税・関税……生産・輸入品に課される税の一種であり、輸入した事業所所在県で計上される関税・輸入品商品税。なお、輸入品に課される税・関税は経済活動別に分割することが難しいため、欄外で一括計上する。

雇用者報酬……生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をさす。雇用者とは、産業、政府サービス生産、対家計民間非営利サービス生産を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。具体的には①賃金・俸給(現金給与、現物給与、給与住宅差額家賃等) ②雇主の現実社会負担(社会保障基金、年金基金への負担金) ③雇主の帰属社会負担(退職一時金等の無基金への負担金)の項目から構成されている。

財産所得……ある経済主体が他の経済主体の所有するカネ・土地及び無形資産(著作権・特許権など)を貸借する場合、この貸借を原因として発生する所得の移転であり、利子及び配当、地代、著作権・特許権の使用料などが該当する。ただし、財産所得の賃貸料には、構築物(住宅を含む)、設備・機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まない。

企業所得……企業所得とは営業余剰・混合所得に受取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものである。

営業余剰・混合所得……生産における企業等生産者の貢献分であり、雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金とともに付加価値の構成要素の一つである。このうち混合所得は家計のうち個人企業の取り分であり、家計のうち持ち家分と区別される。営業余剰・混合所得は、原則として市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じ、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者は営業余剰を生まない。

4 経済活動別分類(SNA分類)と日本標準産業分類(平成19年11月改定)の対応表
(平成13年度以降)

S N A 産業分類	日本標準産業分類(平成19年11月改定)
1 産業	
(1) 農林水産業	
a 農業	01 農業 (0113のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→サービス業)
b 林業	741 獣医学 02 林業 0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) (うち「きのこ類の栽培」)
c 水産業	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
(2) 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
(3) 製造業	
a 食料品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 (うち「硬化油(食用)」) 952 と畜場
b 繊維	11 繊維工業 (1112化学繊維製造業→化学) (1113炭素繊維製造業→窯業・土石製品製造業) (116外衣・シャツ製造業(和式を除く)、117下着類製造業、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119その他の繊維製品製造業→その他の製造業)
c パルプ・紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業 1226 繊維板製造業
d 化学	16 化学工業 (1641脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」→食料品) 1112 化学繊維製造業
e 石油・石炭製品	17 石油製品・石炭製品製造業
f 窯業・土石製品	21 窯業・土石製品製造業 (2181 砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業
g 鉄鋼	22 鉄鋼業
h 非鉄金属	23 非鉄金属製造業
i 金属製品	24 金属製品製造業
j 一般機械	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 (273計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、274医療用機械器具・医療用品製造業、275光学機械器具・レンズ製造業→精密機械製造業) (2761武器製造業→その他の製造業)
k 電気機械	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業
l 輸送用機械	30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業
m 精密機械	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具 ・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業 323 時計・同部分品製造業 3297 眼鏡製造業

(平成13年度以降)

S N A 産業分類	日本標準産業分類 (平成19年11月改定)
n その他の製造業	11 繊維工業 (うち116外衣・シャツ製造業(和式を除く)、117下着類製造業、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119その他の繊維製品製造業) 12 木材・木製品製造業(家具を除く) (1226繊維板製造業→パルプ・紙・紙加工品製造業) 13 家具・装備品製造業 15 印刷・同関連業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 2761 武器製造業 32 その他の製造業 (323時計・同部分品製造業、3297眼鏡製造業→精密機械器具製造業)
(4) 建設業	06 総合工事業 〵 08 設備工事業
(5) 電気・ガス・水道業	
a 電気業	33 電気業
b ガス業・熱供給業	34 ガス業 35 熱供給業
c 水道業	361 上水道業 (うち船舶給水業を除く) 362 工業用水道業
d 廃棄物処理業	88 廃棄物処理業 (うち民営事業所による活動)
(6) 卸売・小売業	
a 卸売業	50 各種商品卸売業 〵 55 その他の卸売業
b 小売業	959 他に分類されないサービス業(うち「卸売市場」) 56 各種商品小売業 〵 61 無店舗小売業 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (772配達飲食サービス業のうち「給食」→政府サービス生産者「サービス業」、対家計民間非営利サービス生産)
(7) 金融・保険業	
a 金融業	62 銀行業 〵 66 補助的金融業等
b 保険業	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
(8) 不動産業	
a 不動産賃貸業	692 貸家業、貸間業 帰属計算する住宅賃貸料
b その他の不動産業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業(6912 土地賃貸業、692 貸家業、貸間業を除く) (693 駐車場業→運輸業)
(9) 運輸業	
	42 鉄道業 〵 48 運輸に附帯するサービス業 (4855 棧橋泊きよ業→政府サービス生産者(公務)) 693 駐車場業 791 旅行業
(10) 情報通信業	
a 通信業	37 通信業 40 インターネット付随サービス業 49 郵便業(信書便事業を含む) 86 郵便局
b 放送業	38 放送業
c 情報サービス、映像・文字情報制作	39 情報サービス業 41 映像・音声・文字制作業(412 音声情報制作業を除く) 7291 興信所

(平成13年度以降)

S N A 産 業 分 類	日 本 標 準 産 業 分 類 (平成19年11月改定)
(11) サービス業	
a 教育	8221 職員教育施設・支援業
	8222 職業訓練施設
	8299 他に分類されない教育、学習支援業
b 研究	71 学術・開発研究機関
	(政府、非営利に含まれるものを除く)
c 医療業	83 医療業 (うち介護保険におけるサービス除く)
d 保健衛生	842 健康相談施設
	8492 検査業
	(国及び地方公共団体による活動を除く)
	8493 消毒業
	(国及び地方公共団体による活動を除く)
	8499 他に分類されない保健衛生
	(国及び地方公共団体による活動を除く)
	853 児童福祉事業
	}
	859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
	(うち経営組織が個人、会社のもの)
e 介護サービス	83 医療業 (うち介護保険におけるサービス活動)
	854 老人福祉・介護事業 (うち介護保険によって提供されるサービス)
	8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 (うち介護保険によって提供されるサービス)
f その他の公共サービス	87 協同組合 (他に分類されないもの)
	931 経済団体
g 広告業	73 広告業
h 業務用物品貸貸業	70 物品貸貸業
i 自動車・機械修理	891 自動車整備業
	901 機械修理業 (電気機械器具を除く)
	902 電気機械器具修理業
j その他の対事業所サービス	4122 ラジオ番組制作業
	4151 広告制作業
	72 専門サービス業 (他に分類されないもの)
	(727 著述・芸術家業→娯楽業)
	74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
	(741 獣医学業→農業)
	(746 写真業→その他对個人サービス業)
	92 その他の事業サービス業
k 娯楽業	91 職業紹介・労働者派遣業
	727 著述・芸術家業
	80 娯楽業
	(8048 フィットネスクラブ→その他の対個人サービス業)
l 飲食店	76 飲食店
m 旅館・その他の宿泊所	75 宿泊業
	(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動)
n 洗濯・理容・美容・浴場業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
o その他の対個人サービス業	014 園芸サービス業
	746 写真業
	823 学習塾
	824 教養・技能教授業
	8048 フィットネスクラブ
	79 その他の生活関連サービス業
	(791 旅行業→運輸業)
	903 表具業
	909 その他の修理業
p 分類不明産業	S N A 国内総生産推計に用いる生産主体のうち産業部門
	に属し、かつ、前記の産業部門に属さないもの。
	(推計上、その他の対個人サービス業に含む)

(平成13年度以降)

S N A 産業分類	日本標準産業分類 (平成19年11月改定)
2 政府サービス生産者 (1) 電気・ガス・水道業 (2) サービス業 (3) 公務	363 下水道業 88 廃棄物処理業 (うち国・地方公共団体による活動) 772 配達飲食サービス業 (うち給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動と学校教育法に基づく国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動) 81 学校教育 (うち国及び地方公共団体が設置する学校施設) 821 社会教育 〃 822 職業・教育支援施設 (うち国及び地方公共団体が設置する社会教育施設、職員・職業訓練施設の活動 (訓練施設については一部の特殊法人等が設置する活動も含む)) 71 学術・開発研究機関 (うち国、地方公共団体及び一部の特殊法人等が行う活動) 361 上水道業 (うち船舶給水業) 4854 貨物荷扱固定施設業 (うち荷役棧橋設備等の港湾関係分) 4855 棧橋泊きよ業 4856 飛行場業 (うち国及び地方公共団体の行う空港 (第一種、第二種及び第三種) の管理) 4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業 (うち航路標識事務所 (灯台)、海上交通センター等による水路情報提供活動、航空管制活動) 84 保健衛生 (うち国及び地方公共団体による活動) 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (うち国、地方公共団体及び社会保険事業団体 (国公立)・労働者健康福祉機構・(旧)日本郵政公社簡易保険事業本部による活動) 97 国家公務 (準公務に格付けされる各部門を除く) 98 地方公務 (準公務に格付けされる各部門を除く)
3 対家計民間非営利サービス生産者 (1) 教育 (2) その他	772 配達飲食サービス業 (うち給食 (政府サービス生産者分を除く)) 81 学校教育 〃 821 社会教育 (うち国・地方公共団体以外の者が設置する学校の活動、民法第34条の法人・その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動) 71 学術・開発研究機関 (うち私立学校及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行う活動) 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (うち政府サービス生産者、介護保険によるサービス以外の活動) 93 政治・経済・文化団体 (931経済団体→その他の公共サービス) 94 宗教 951 集会場

5 推計方法の概要

市町村民経済計算は、県民経済計算の推計方法（93SNA）に準拠し、以下の方法で、各項目ごとに県数値を按分して算出している。

(1) 経済活動別市町村内総生産

項 目	主 な 推 計 方 法	主 な 資 料 名
1 産 業		【共通】 県民経済計算
<u>(1) 農 業</u>		
ア 農 業	生産農業所得、従業者数等により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省 岐阜農政事務所 「岐阜農林水産統計年報」 ・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス」
イ 獣 医 業		
ウ 農業サービス業		
<u>(2) 林 業</u>		
ア 育林業	人工針葉樹林面積、立木・素材生産額、各特用林産物生産量等により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・県林政課 「岐阜県森林・林業統計書」 ・県県産材流通課資料 ・県森林整備課資料
イ 素材生産業		
<u>(3) 水 産 業</u>		
	水系別漁獲量、河川面積、養殖面積、水産業個人業主数等により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・県水産課 「岐阜県の水産業」 ・農林水産省 「漁業センサス」等
<u>(4) 鉱 業</u>		
ア 鉱業一般	鉱産税課税標準額、従業者数、砕石業粗付加価値額等により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・県市町村課 「市町村税課税状況等の調」 ・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス」 ・県統計課 「工業統計調査」
イ 建築材料用 岩石採石業		
ウ 砕 石 業		
<u>(5) 製 造 業</u>		
	工業統計調査をもとに、粗付加価値額（生産額－原材料使用額等－間接費）等により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課 「工業統計調査」 「経済センサス」
<u>(6) 建 設 業</u>		
ア 建築工事	固定資産税家屋評価額（建築新增分）により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・県市町村課資料
イ 土木工事	公共土木：下記の合計額により按分 〔 国：土木工事額（照会資料） 県：土木工事額（県技術検査課資料） 市町村：普通建設事業費＋災害復旧事業費 〕 民間土木：県数値を建設総合統計年度報により工事種類別に按分後、各種指標により市町村別に按分	<ul style="list-style-type: none"> ・国出先機関照会資料 ・県技術検査課資料 ・県市町村課 「市町村財政の状況」 ・国土交通省 「建設総合統計年度報」

項 目	主 な 推 計 方 法	主 な 資 料 名
ウ 修繕工事	<p>〔 ガス、発電用土木：土木工事額（照会資料） 鉄道、電気通信：生産額（鉄道業、通信業） 土地造成・道路：土地の開発面積 そ の 他：固定資産税家屋評価額（建築新增分） 〕</p> <p>（ア 建築工事額＋イ 土木工事額）により按分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス、電力各社照会資料 ・県都市政策課「土地利用動向調査」 ・県市町村課資料
(7) 電気・ガス・水道業		
ア 電気業	発電電力量、消費電力量により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・電力各社照会資料
イ ガス業	ガス消費量により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課「岐阜県統計書」
ウ 水道業	地方公営企業決算書に記載された営業収益等により按分（県営分は県数値を受水費により按分）	<ul style="list-style-type: none"> ・県市町村課「市町村財政の状況」
エ 廃棄物処理業	廃棄物処理業従業者数により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省「事業所・企業統計調査」「経済センサス」
(8) 卸売・小売業	卸売業商品販売額、小売業商品販売額等により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省「経済センサス」 ・経済産業省「商業統計調査」
(9) 金融・保険業		
ア 金融業	従業者数、人口等により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省「事業所・企業統計調査」「経済センサス基礎調査」「国勢調査」「人口推計」
イ 保険業		<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課「岐阜県人口動態統計調査」
(10) 不動産業		
ア 不動産業	従業者数により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省「事業所・企業統計調査」「経済センサス」
イ 持家帰属家賃	固定資産税家屋評価額（持家分）により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・県市町村課資料
(11) 運輸・通信業		
ア 運輸業	<p>鉄道業：旅客輸送数（JR旅客、名古屋鉄道）、貨物輸送数（JR貨物）、軌道延長（その他の鉄道会社）により按分</p> <p>索道業：索道収入により按分</p> <p>水運業：照会資料による</p> <p>道路運送業、航空運輸業、その他運輸業：従業者数により按分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課「岐阜県統計書」「岐阜県人口動態統計調査」 ・鉄道各社照会資料 ・中部鋼索交通協会照会資料
イ 通信業	郵便業、放送業、情報サービス業：従業者数により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省「国勢調査」「人口推計」
	通信業：固定電話等は世帯数、携帯電話は人口により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業所・企業統計調査」「経済センサス」

項 目	主 な 推 計 方 法	主 な 資 料 名
(12) サービス業	教 育 学術研究 医療、保健衛生 その他の公共サービス 広告業 業務用物品賃貸業 自動車機械修理業 その他の対事業所サービス 娯楽業 飲食業 旅 館 洗濯・理容・銭湯 その他の対個人サービス 介 護：介護保険給付額により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス」 ・県高齢福祉課 「介護保険事業状況報告」 ・県統計課「岐阜県人口動態統計調査」
2 政府サービス 生産者 <u>(1) 電気・ガス・水道業</u> <u>(2) サービス業</u> <u>(3) 公 務</u>	決算書に記載された人件費により按分 教育，学術研究： 従業者数により按分 下記の方法で算出した人件費により按分 [国・県：県数値を従業者数で按分] [市町村：決算書に記載された人件費]	<ul style="list-style-type: none"> ・県市町村課 「市町村財政の状況」 ・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス」
3 対家計民間非営利 サービス生産者	従業者数により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス」
4 輸入品に課され る税・関税等	加算・控除前の市町村内総生産(1+2+3)の小計により按分	

(2) 市町村民所得

項 目	主 な 推 計 方 法	主 な 資 料 名
1 雇用者報酬		
(1) 賃金・俸給		
ア 現金・現物給与		
(ア) 農林水産業		
a 農 業	農家戸数、農業雇用者数等で按分	・農林水産省
b 林業・水産業	雇用者数等で按分	「農林業センサス」
		・就業者推計
(イ) 非農林水産業		
鋳 業		・県市町村課
建 設 業		「市町村税課税状況等
製 造 業		の調」
卸売・小売業		・総務省「国勢調査」
金融・保険・不動産業	平均給与所得×雇用者数等で按分	・就業者推計
運輸・通信業		
電気・ガス・水道業		
サービス業		
公 務		
(2) 雇主の社会負担		
ア 雇主の現実社会負担	賃金・俸給により按分	・就業者推計
イ 雇主の帰属社会負担	雇用者数等により按分	
2 財産所得		
(1) 一般政府		
ア 受 取	国・県：人口により按分	・総務省「国勢調査」
	市町村：決算書で把握した利子・配当・地代により	・総務省「人口推計」
	按分	・県統計課「岐阜県人口動
	社会保障基金：人口により按分	態統計調査」
	保険契約者に帰属する財産所得：人口により按分	・県財政課
		「決算に関する付属書」
イ 支 払	国・県：人口により按分	・県市町村課
	市町村：決算書で把握した利子・配当・地代により	「市町村財政の状況」
	按分	
(2) 家 計		
ア 利 子		・県統計課
(ア) 受 取	人口、貯金残高等により按分	「岐阜県統計書」
	(町村：郡貯金残高×人口割合にて算出)	・総務省「国勢調査」
(イ) 支 払	人口により按分	・総務省「人口推計」
イ 配当(受取)	有給役員数、人口等により按分	・県統計課「岐阜県人口動
ウ 賃貸料(受取)	宅地：固定資産税決定価格(宅地)により按分	態統計調査」
	耕地：(借入耕地面積－樹園地面積)により按分	・農林水産省
	人口により按分	「農林業センサス」
エ 保険契約者に帰属する財産所得		・就業者推計

項 目	主 な 推 計 方 法	主 な 資 料 名
(3) 対家計民間非営利団体 ア 受 取 イ 支 払	対家計民間非営利団体従業者数により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス」 ・ 就業者推計
3 企業所得		
(1) 民間法人企業	産業別総生産額により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県市町村課 「市町村財政の状況」
(2) 公的企業	収益事業、病院事業、市場、観光施設などについて決算書等から純損益を把握して按分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県医療整備課 「岐阜県立病院年報」
(3) 個人企業	農家戸数により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種照会資料
ア 農 業	農家戸数により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省 「農林業センサス」
イ 林 業	林業個人業主数により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業者推計
ウ 水 産 業	水産業総生産額により按分	
エ その他の産業	一事業主当たりの営業所得×個人業主数で按分	
オ 持 家	固定資産税決定価格（持家分）により按分	

(3) 就業者推計

項 目	主 な 推 計 方 法	主 な 資 料 名
国勢調査実施年度	<p>【県民経済計算の二重雇用調整済就業者数を、国勢調査を基に市町村別に按分】</p> <p>国勢調査結果を基に、産業別に就業者数を以下の内訳で算出</p> <p>【居住地ベース】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 総数(2) 個人業主(3) 家族従業者(4) 雇用者<ul style="list-style-type: none">① 役員② 臨時・日雇労働者③ 常用雇用者 <p>【就業地ベース】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 総数	<ul style="list-style-type: none">・ 県統計課「県民経済計算」・ 総務省「国勢調査」・ 県統計課「岐阜県人口動態統計調査」
国勢調査間の年度	<p>国勢調査年度の数値を県人口動態統計調査、総務省人口推計により補間。 (補間推計が可能となった時点で遡及改訂を実施)</p>	

6 市町村民経済計算のよくある質問

Q. そもそも、市町村民経済計算って何？何が分かるの？

A. 市町村民経済計算は、1年度において市町村内、あるいは市町村民の経済活動により新たに生み出された成果（付加価値）を生産、分配の2面から計測し、市町村経済の実態を包括的に明らかにする加工統計（各種の統計を加工して作成する二次統計）です。GDP（国内総生産）や国民所得などを推計する国民経済計算、県内総生産や県民所得などを推計する県民経済計算の市町村版と考えてください。

市町村民経済計算では、市町村内総生産、市町村民所得などが推計され、これらから市町村の経済成長率（市町村内総生産の対前年度増加率）、経済規模、産業構造、所得水準や、その年度変化などを把握することができます。

なお、市町村民経済計算では、国民経済計算や県民経済計算で行っている支出系列の推計（最終消費支出や設備投資など）は実施していません。これは、推計に必要な一次統計等が不足している（統計がない、あるいは市町村単位での表章がないなど）ためです。

Q. 計算結果の公表が翌々年度となる理由は？

A. 市町村民経済計算の推計には工業統計はじめ多くの統計資料が必要となりますが、これらの統計の公表時期は推計対象年度の翌年以降となっています。市町村民経済計算の推計は、こうした統計資料を待つ作業を行わざるを得ないため、翌々年度の公表といったスケジュールになります。

Q. 中津川市の値には、山口村分が含まれているの？

※平成17年2月13日、長野県木曾郡山口村が中津川市に越県合併

A. 合併以前（平成15年度以前、及び平成16年度の合併日より前）の年度値は、当時の岐阜県内、岐阜県民の概念で推計しており、遡って山口村分を加算してはいません。

合併以後の年度値には、旧山口村分を含んでいます。

Q. 他都道府県の市町村民経済計算結果を入手したい

A. 市町村民経済計算を実施している府県と実施していない都道府県があり、また実施していない道府県内の一部の市町村では独自に推計を行っているところもあります。岐阜県のように府県が主体で推計している場合は、その府県のホームページで結果を公表しています。

なお、政令指定都市は市が主体で推計し、市のホームページで結果を公表しています。

Q. 平成12年度以前の計算結果を入手したい

A. 平成8～12年度の数值は平成21年度の、平成2～7年度の数值は平成15年度の、昭和63～平成元年度の数值は平成11年度の『岐阜県の市町村民経済計算結果』の統計表をご参照ください。ただし、それぞれSNA及び基準年が異なるため推計値は接続しませんのでご注意ください。

※これ以前の結果につきましては、下表の冊子資料にありますが、基準年及び推計方法等が異なるため、それぞれ推計値は接続しません。

資料名	掲載年度
『岐阜県の市町村民所得』（平成4年度）	昭和62年度～平成4年度
『岐阜県の市町村民所得』（平成3年度）	昭和61年度～平成3年度
『岐阜県の市町村民所得』（平成2年度）	昭和60年度～平成2年度
『岐阜県の市町村民所得』（平成元年度）	昭和50年度～平成元年度
『岐阜県の市町村民所得』（昭和50年度）	昭和49年度、昭和50年度
『岐阜県の市町村民所得』（昭和49年度）	昭和48年度、昭和49年度
『岐阜県の市町村民所得』（昭和43～48年度まで各年度版）	各年度（単年度）
『昭和〇〇年度市町村民所得統計』（昭和39～42年度まで各年度版）	各年度（単年度）

上記の資料は岐阜県図書館及び統計資料室（県庁統計課内）で所蔵しています。

統計資料室の資料をご利用の場合は、県庁統計課まで直接お越しください（閲覧・コピーは可、貸出は不可）。

また、岐阜県図書館の当該資料は、基本的に貸出されていませんので、館内で利用（閲覧・コピー）するか、遠方の方は郵送コピーサービスを依頼してください。詳しくは、岐阜県図書館へお問い合わせください。

Q. 「1人当たり市町村民所得」は、市町村民個人の平均給与や平均収入のことなの？

A. 市町村民所得とは、「市町村民雇用者報酬」、「財産所得」、「企業所得」を合算したものであり、これを人口で割って算出する「**1人当たり市町村民所得**」は、**市町村民個人の給与や収入の水準を示すものではありません**。ここでいう「市町村民」には個人だけではなく、市町村内の民間企業や官公庁なども含みます。

1人当たり市町村民所得とは、経済全体の水準を示す「市町村民所得」を、人口規模による影響を除くために人口で割って算出したものであり、地域間比較に適した1つの指標ではありますが、質問のとおり個人給与や個人所得の平均を意味するものとよく誤解されています。

市町村民所得の定義、意味を正しく理解した上で「1人当たり市町村民所得」を使用してください。

Q. 生産、分配、支出（系列）って何？

A. 市町村民経済計算は、生産、分配の2つの系列から成り立っていますが、本来はこれに支出系列を加えた3つの系列で経済活動を捉えます。

つまり、市町村経済を、企業等の生産活動により付加価値を生み（＝生産）、その付加価値を給料や企業利益として分配し（＝分配）、その分配された所得を家計消費や設備投資などで支出し（＝支出）、その支出により更に生産活動が行われ…という生産→分配→支出→生産→分配→…の循環で捉え、それぞれの段階における推計をしているのです。

しかし、市町村民経済計算では、推計に必要な一次統計等が不足している（統計がない、あるいは市町村単位での表章がないなど）ため、支出系列の推計は実施していません。

Q. 同じ年度の値なのに、以前に公表された値（総生産、市町村民所得など）と、最近公表された値が異なっているが…

A. 市町村民経済計算は、毎年度公表する度に、過去の値も（現在は平成13年度まで）修正しています。

これは、市町村民経済計算の元となる県民経済計算が、一次統計の遡及修正や、5年に一度など周期調査（国勢調査など）の結果を反映させて値を過去値まで修正していることや、市町村民経済計算で使用する一次統計の遡及修正、周期調査結果の反映も行うためです。

また、県民経済計算や市町村民経済計算の推計方法の変更や推計対象範囲の変更などにより修正されることもあります。

従って、市町村民経済計算結果は、過去の値（平成13年度以降）も常に最新のものをご利用ください。

Q. 第1次産業、第2次産業、第3次産業の総生産の合計と、市町村内総生産が合わないが…

A. 第1次、第2次、第3次産業の総生産は、「輸入品に課される税・関税」の加算及び「総資本形成に係る消費税」の控除がされる前の値であるためです。

これらの項目は経済活動別に分割することが困難であり、最後に一括して加算・控除して市町村内総生産を算出するため、第1次、第2次、第3次産業の総生産には、これらの加算・控除が反映されていません。

**Q. 経済活動別の「対家計民間非営利サービス生産者」って何？
また、「電気・ガス・水道業」や「サービス業」が重複しているけど、どう違うの？**

A. 市町村民経済計算は、国際連合で定められた国民経済計算(SNA)体系に準拠しているため、市町村民経済計算で用いる経済活動別分類(SNA分類)は、日本標準産業分類とは一部異なります。

「対家計民間非営利サービス生産者」の具体的な内容や、分類の主な違いなどは下表のとおりですが、詳しくは「4 経済活動別分類(SNA分類)と日本標準産業分類の対応表」をご覧ください。

経済活動別分類(SNA分類)と日本標準産業分類について(平成13年度以降の分類)

SNA分類	主な内容、日本標準産業分類との違いなど
1 産業	
(1)農林水産業	
①農業	獣医業を含む
②林業	
③水産業	
(2)鉱業	
(3)製造業	と畜場を含む
(4)建設業	
(5)電気・ガス・水道業	(公営)上水道業、民営廃棄物処理業を含む
(6)卸売・小売業	公営市場業を含む
(7)金融・保険業	公的金融機関、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を含む
(8)不動産業	持家住宅の帰属家賃を含む
(9)運輸業	駐車場業を含む
(10)情報通信業	日本郵便などを含む
(11)サービス業	医療業(公立病院も含む)、介護保険により提供される介護サービス、放送業、園芸サービスなどを含む
2 政府サービス生産者	
(1)電気・ガス・水道業	下水道業、公営廃棄物処理業
(2)サービス業	公立学校・社会教育施設、公的研究機関など
(3)公務	
3 対家計民間非営利サービス生産者	私立学校、学習塾、民間社会福祉施設、政治団体、宗教団体、労働組合など

Q. 工業統計の出荷額が増えているのに、製造業の総生産が減少しているのは何故？

A. 市町村民経済計算は付加価値ベースで生産活動を把握しますので、例えば工業統計の製造品出荷額等(≒産出額)が増加しても、原材料高などの影響でそれ以上に原材料費等(≒中間投入額)が増加すれば、製造業の総生産(=産出額－中間投入額)は減少します。

※実際の推計では、県民経済計算で推計した総生産を各市町村に按分して推計しているため、市町村毎の産出額、中間投入額は推計していません。

※工業統計と県民経済計算では対象期間(暦年と年度)や分類(日本標準産業分類とSNA分類)が異なること、また間接費(厚生費、保険料等)の取り扱いなどが違うため、総生産と(工業統計における)付加価値額、中間投入額と原材料使用額等の概念は完全には一致しませんので、この点は注意が必要です。

Q. 市町村内で新たに出荷額100億円の工場が立地・稼働したり、経済(波及)効果が100億円のイベントが実施されると、市町村内総生産は100億円増えるの？

A. 前問の回答のとおり、総生産とは付加価値のことですので、工場誘致で新たに出荷額100億円の工場が立地・稼働したとしても、総生産が100億円増えるのではなく、産出額が100億円増えることになり、ここから中間投入額を差し引いた分が市町村内総生産の増加となります(注)。

また、大型イベントなどの実施にあたり、経済(波及)効果は100億円などという報道や広報がよくありますが、一般的に経済(波及)効果額とは、それに関連したお金の流れがどのくらいの規模になるか(産出額)を予測したものであり、総生産とは異なります。従って、イベント開催により市町村内で純粋に生産誘発額が100億円増加したとしても、市町村内総生産が100億円増える訳ではありません。

注:説明の単純化のため、投資や在庫品、経済波及効果等は考慮していません